

外来における抗体治療の実施について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

大阪府より、標記について下記のとおり情報提供がありました。

本通知は、第六波に備え患者の重症化を予防する「中和抗体薬（抗体カクテル療法等）」を実施する医療機関を拡充するために、新型コロナウイルス感染症患者等受入医療機関以外の診療・検査医療機関の外来において中和抗体薬の投与が可能との見解が示されたことを受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項（都道府県対策本部長による協力要請）に基づき、診療・検査医療機関宛に下記のとおり要請がされたものです。「外来における抗体療法（中和抗体薬投与）の実施」に際しては、バックアップ病院との連携について相互の合意が必要であることから、対応にご配慮いただく必要があります

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただき、関係会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

【抗体治療外来医療機関への連絡内容】

1. 要請内容

外来における抗体治療（中和抗体薬投与）の実施（抗体治療外来医療機関の登録）

2. 「抗体治療外来医療機関」とバックアップ病院との連携について

- ・新型コロナウイルス感染症患者等受入医療機関以外の医療機関が中和抗体薬を患者に投与する場合、患者の病態悪化時等の相談先、また容体急変時の緊急の入院対応等に備え、バックアップ病院を確保いただく必要があります。
- ・バックアップ病院の確保にあたって「抗体治療外来医療機関」には、バックアップ病院候補リスト(※)から連携先病院を選定し、個別に調整いただきます。
(※)リスト(府資料の別紙6)は公には非公表で、診療・検査医療機関には直接案内済。
- ・バックアップ病院と連携について相互に合意が得られましたら、大阪府へ正式に「抗体治療外来医療機関」としての登録申請を行っていただきます。

【本件に係る問合せ先】

○病院における抗体治療医療機関の登録に関すること

保健医療企画課 計画推進グループ（病床確保班） 電話：06-6944-6028

○診療所における抗体治療医療機関の登録に関すること

感染症対策支援課 病院支援第一グループ 電話：06-4397-3239

【関連ホームページ】(大阪府 中和抗体治療に関する情報について)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/2019ncov/koutai.html>

【事務局】

大阪府医師会 地域医療1課 (TEL:06-6763-7012)

新型コロナウイルス感染症 抗体治療医療機関について

<大阪府の基本的考え方>

- 1 地域で中和抗体薬（抗体カクテル療養等）治療を受けられるよう抗体治療医療機関の拡充
- 2 抗体治療医療機関を発症早期に受診できるよう医療へのアクセスを強化

新型コロナ外来等における「抗体治療医療機関」の分類

◆中和抗体薬の投与（外来/往診）が、新型コロナ患者等受入医療機関以外においても、実施することが正式に可能となったことを踏まえ取扱いについて、下記のとおり整理する。

項目		新型コロナウイルス感染症患者等 受入医療機関（病院）	【新規】その他医療機関 （病院・診療所）
名称	「外来」投与医療機関	抗体治療外来医療機関（旧：抗体カクテル外来診療病院）	
	「往診」投与医療機関	抗体治療往診医療機関	
受診	受診予約方法	原則、患者本人が受診予約	
	外来受診手段	徒歩・自家用車・搬送事業者	徒歩・自家用車
対象患者	自院検査により陽性判定した患者	○	○
	コールセンターによる受診案内患者 （自院での陽性判定患者以外の受入）	○	△ （医療機関が可否を選択）
	特に制限を設けない （府HPに、抗体治療医療機関名を公表し、幅広く患者を受入）	△ （医療機関が可否を選択）	
抗体	ロナプリーブ（抗体カクテル）	○（特に要件なし）	○（バックアップ病院の確保が必要）※
	ゼビュディ（ソトロビマブ）	○（特に要件なし）	×
補助金	【外来】設備整備補助金補助金 簡易診療室、個人防護服、簡易ベッド等の初期設備費用支援	○	
	【往診】自宅療養者等往診等実施協力金 自宅及び宿泊療養者に対して往診等を行った場合の支援	○	
	投薬後健康管理体制確保補助金（自院投与型） 外来診療時間外び医師のオンコール体制の確保等に関する支援	○	×
	投薬後健康管理体制確保補助金（バックアップ型） バックアップ病院として、24時間以内の緊急時対応に関する支援	△ （バックアップ病院のみ）	×

※中和抗体薬投与を希望する医療機関には、府よりバックアップ病院の候補リストを提供。また、バックアップ病院を複数確保することは、差し支えない（主たる病院のみ府に報告が必要）。

中和抗体薬投与後24時間以内病態悪化時の対応等について (新型コロナウイルス感染症患者等受入医療機関以外)

1. 患者への投与後24時間以内の病態悪化時（副作用の出現や重症化した場合）の連絡先の共有

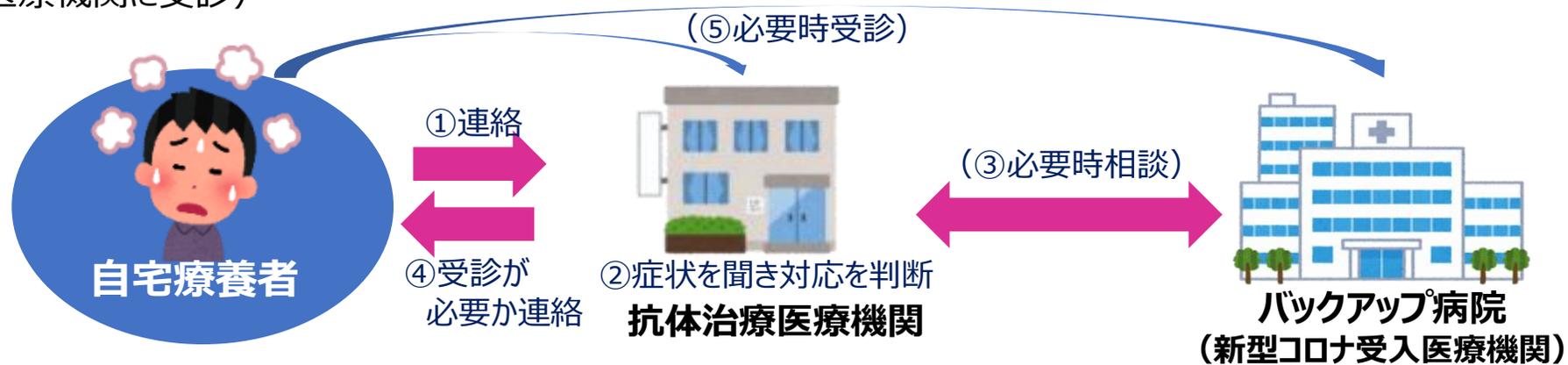
- 中和抗体薬投与後、投与医療機関が病態悪化時の連絡先を伝える。

【連絡先】抗体治療医療機関

※ただし、抗体治療医療機関への連絡が不通となった場合、容体急変時に備え、バックアップ病院名をあわせて伝える。

2. 病態悪化時の基本的流れ（医療機関間で合意が得られている場合はその限りでない）

- ①自宅療養者は、抗体治療医療機関に連絡（診療時間外も含む）。
- ②抗体治療医療機関は、症状を聞き、対応を判断。
(③必要があれば、バックアップ病院に対応を相談。)
- ④抗体治療医療機関から、患者に必要なに応じて医療機関への受診（抗体治療医療機関orバックアップ病院）を案内。
(⑤必要時、医療機関に受診)



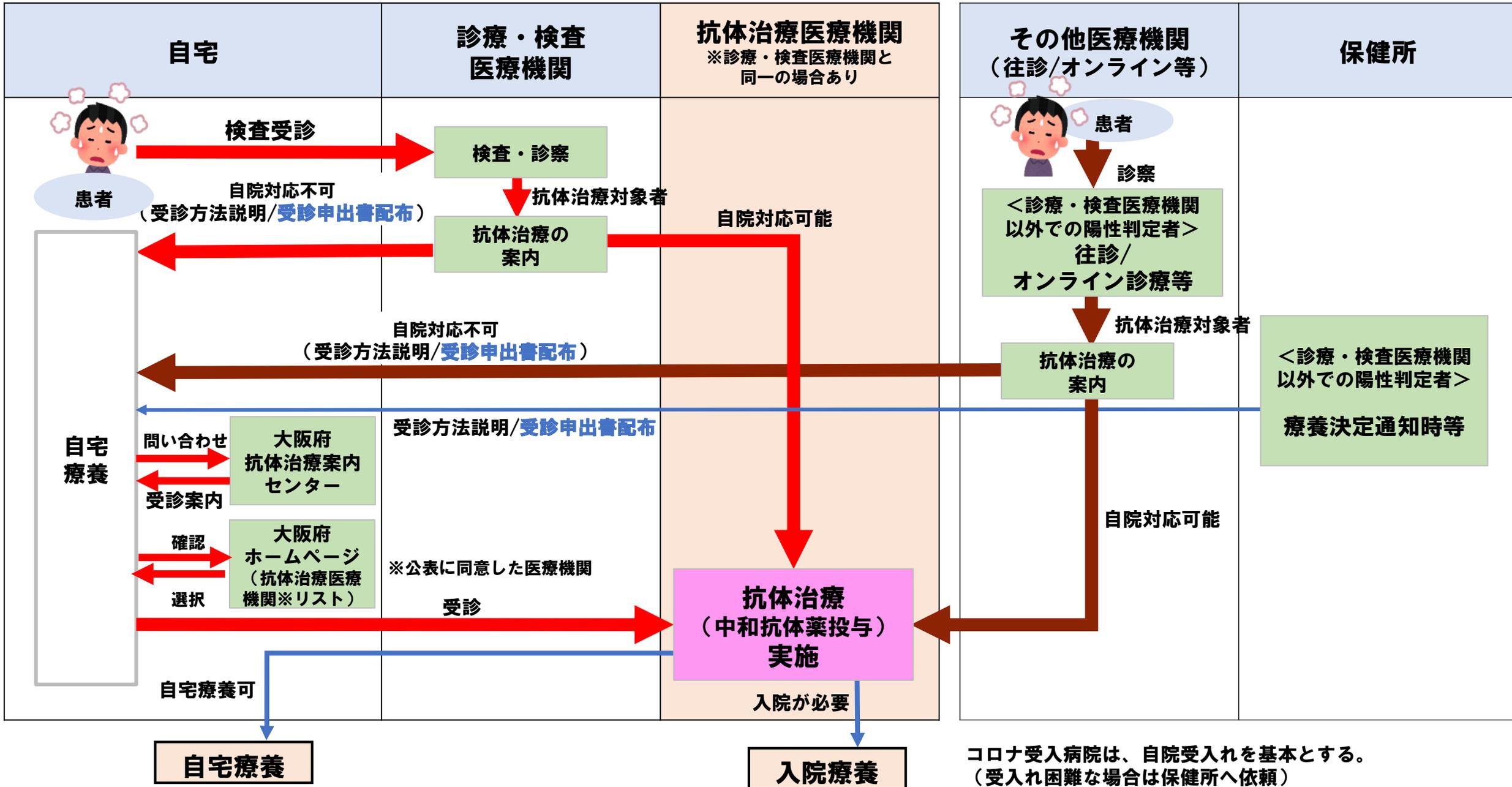
3. 病態悪化時の医療機関への受診手段

- 中和抗体薬投与時に使用した受診手段（自家用車・徒歩等）に準ずる（緊急時は救急搬送）。

4. 病態悪化時の保健所への連絡

- 入院となった場合にのみ、患者が入院している医療機関から、保健所へ事後に連絡。

「抗体治療医療機関」受診から中和抗体薬投与にかかる基本フロー図



中和抗体薬投与後の基本フロー図

